

専門的な知識や技能の習得をさせるため 職業訓練を実施した事業主に対し助成

製品やサービスの質を向上させ事業を拡大し、新たな分野へ進出するためには、職務に必要な能力や将来的に達成すべきレベルなどを明確にし、計画的な人材育成を行うことが大切です。『人材開発支援助成金』は、こうした事業内の職業能力開発計画を立て、従業員に職業訓練を実施する事業主などを支援する制度です。

人材開発支援助成金 特定訓練コース

人材開発支援助成金の特定訓練コースでは、正社員に対して、厚生労働大臣の認定を受けたOJTつき訓練、若年者への訓練、労働生産性向上に資する訓練など、効果の高い10時間以上の訓練を実施した場合に、期間中の賃金の一部など助成します。

特定訓練コースは下記の通り分けられます。

(1)労働生産性向上訓練

生産性の向上に資する訓練を実施した場合の助成金

(2)若年人材育成訓練

雇用契約締結後5年を経過していない、かつ35歳未満の労働者に訓練を実施した場合の助成金

(3)熟練技能育成・承継訓練

熟練技能者の指導力強化や技能承継のための訓練、認定職業訓練を受講した場合の助成金

(4)認定実習併用職業訓練

認定実習併用職業訓練を実施し、ジョブ・カードによる職業訓練の評価を実施した場合の助成金

【対象となる事業主】

次のすべての要件を満たす必要があります。

(1)雇用保険適用事業所の事業主であること

(2)事業内職業能力開発計画およびこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、その計画の内容を労働者に周知していること

(3)職業能力開発推進者を選任していること

(4)従業員に職業訓練等を受けさせる期間中も当該従業員に賃金を適正に支払っていること

(5)雇用する被保険者に対して定期的なキャリアコンサルティングを実施することについて、労働協約、就業規則または事業内職業能力開発計画で定めていること

※このほかにも要件があります。

【支給対象となる労働者】

次のすべての要件を満たす必要があります。

- (1)助成金を受けようとする事業所または事業主団体等が実施する訓練等を受講させる事業主の事業所において、被保険者であること
- (2)訓練実施期間中に被保険者であること
- (3)訓練実施計画届時に提出した『訓練別の対象者一覧』に記載のある被保険者であること
- (4)訓練を受講した時間数が、実訓練時間数のうち8割以上であること

※このほかにも要件があります。

【対象となる訓練】

OFF-JT訓練:自社で企画・主催・運営し、部外講師または部内講師により行われる訓練、事業主が運営する認定職業訓練、社外の教育訓練機関に受講料を支払い受講させる訓練など

OJT訓練:大臣認定を受けた実習併用職業訓練の計画に沿って行われる訓練

【助成額・助成率】 ※()内は中小企業以外

(1)経費助成

OFF-JT:45%(30%)

※生産性要件を満たす場合60%(45%)

(2)賃金助成(1人1時間当たり)

OFF-JT:760円(380円)

※生産性要件を満たす場合960円(480円)

(3)OJT実施助成(1人1コース当たり／雇用型訓練のみ)

OJT:20万円(11万円)

※生産性要件を満たす場合25万円(14万円)

上記以外にも、細かい条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

出典:厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html